

## 区連会 資料 4-1

令和7年4月18日

各自治会町内会 会長 様

旭保護司会 会長 小松 康夫

「保護司会だより旭」発行と送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旭保護司会につきまして、日頃より並々ならぬご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この度、保護司会の活動状況などの一環をお知らせいたしたく「保護司会だより旭第44号」を発行しましたのでご送付申し上げます。

何卒、ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

1 送付部数 : 各 1 部

## 退任保護司

(敬称略)

〔任期満了〕

令和六年九月三十日付

藤根 強

(委嘱日 平成十八年十月一日)

「保護司会の皆さまには、お身体を大事にしながらご活躍されることを祈念するとともに、会員相互の「ほう・れん・そう」を心がけてください。」との奨励を頂きました。

当保護司会に多大なご尽力を頂き誠にありがとうございました。

## 功労者表彰

(敬称略)

第七十二回横浜市更生保護大会に於いて、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。

開催日 十二月六日付

横浜市会議長表彰

伊藤喜代子

横浜市保護司会協議会会長表彰

瀬戸 卓  
道ノ下行哉  
向井 秀人

横浜市長表彰

小林 元和  
新川 武雄

第七十五回神奈川県更生保護大会において、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。

開催日 十一月十九日付

法務大臣表彰

原田 憲夫

全国保護司連盟理事長表彰

白濱 泰子

関東地方更生保護委員会委員長表彰

小林 元和  
恒成 文幸

横浜保護観察所長表彰

佐藤 公紀  
澁谷 薫

神奈川県保護司会連合会会長表彰

瀬戸 卓  
道ノ下行哉  
向井 秀人



表彰された原田憲夫氏

# 保護司会だより 旭

発行所 旭保護司会広報部  
発行責任者 会長 小松 康夫  
事務局 旭区社会福祉協議会  
旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭  
印刷所 小松印刷株式会社

一泊研修 福島刑務所にて



いわき震災伝承未来館を訪問。  
語り部の元中学校教諭  
石塚洋悦氏より説明を受ける。

「保護司会とは何か。」

こういう疑問を抱いた方はいらっしゃるでしょうか。

保護司法、所属する保護司会の規約を知って保護司を勧誘された方は少ないのではないのでしょうか。

当初は、保護観察対象者の指導監督・補導に目が行きがちで「会」を意識化することは稀ではないのでしょうか。

保護司の使命は処遇と地域の活動から成り、犯罪予防のための世論の啓発に努めるものです。

保護司会には経験の浅い人からベテラン、比較的若い人や保護司定年に近い人、様々な職業、多様な経験を積まれた人がいます。

保護司会はこれらの人々の協業の場であり、研修とサポートの場でもあります。

また、保護司会は更生保護官署、他機関、他団体との「窓」の役割をはたしています。情報の収集、犯罪非行防止の啓発活動も

## これからの保護司会 《保護司と保護司会》

横浜市保護司会協議会 会長 並木 弘

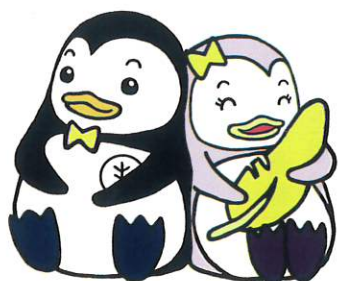
重要な会の役割です。

切れ味の鋭い刃も、研がずにいればやがて鈍(なまくら)になります。果てます。

「保護司が研修・研鑽に務める」と言うことは資質向上、正に磨きをかけることに他なりません。

持続可能な保護司制度を考えるならば、社会を明るくする運動、保護司適任者の発掘などに保護司会が果たす役割は重要度を増してゆくものと考えます。

「温故知新」、皆様には今一度「保護司会」の役割を意識化していただけたら幸いです。



サポートセンターにて

保護司の自宅にて

第10回オンライン講演会受講の様子



二俣川ケアプラザ

若葉台中学校内

区内中学校専任教諭と保護司の交流会の様子

## 編集後記

今年度後期(四十四号)の旭保護司会だよりを、横浜市保護司会協議会会長はじめ、寄稿してくださいました皆様のご協力により、無事発行することができました。発行するまでには、搭載内容の企画立案、寄稿依頼、校正の作業等を経て完成させますが、寄稿内容を拝読します

と、熟慮のうえ推敲されたことが容易に推察され、今後の保護司活動の糧となります。故に、広報部同も、「連の作業に力が入ります。これからは「楽しい」ためになる！」をモットーに、本誌発行に励みますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石村 記)

# 「呼び方もさんづけに」変わりつつある 令和の刑務所、福島刑務所参観



研修部長 黒須 正明

令和七年二月二十日寒波到来の中、コロナ禍以来六年ぶりの施設参観として、冬の福島刑務所と支所（女子刑務所）を訪れました。

犯罪の減少の一方で再犯者の割合が増えているのが全国的動向です。福島刑務所も同様な状況にあり、再犯者には高齢で認知症状がある人、精神や知的・発達障害があり社会適応が困難な人が増えています。

このような受刑者の実態から、刑務所は刑罰による懲罰を与えるだけでは再犯防止効果が上がらず、福祉的支援がますます必要となっています。福島刑務所では再犯防止と更生に向け①一般社会に近い生活環境の設定、②人格や特性を考慮した処遇、③時代にあった職業支援等々に取り組んでいます。具体的には、①日常生活に近い環境づくりとして、雑居の共同室から個室（男子は全員、広さ三畳＋洗面とトイレを配置）へ、テレビも置かれ地上波であれば制限なく視聴することも出来ます。

②人格考慮の取組みとしては今までの「番号〇〇」という呼び方が、驚くことに、「〇〇さん」と名字プラスさんづけに変わりました。軍隊式の一列行進もなくなりました。これにより

所内の雰囲気は激変しています。③時代にあった職業支援としては土木や力仕事だけでなくパソコン、専門スキルとして介護技術の訓練等を取入れられています。

今、世の中では不適切な言動や行動はパワハラ・セクハラとして厳しい目にさらされます。刑務所もこの時代がつくる常識と風潮の中で変わらざるを得ないところに置かれています。

私たち保護司は、市民の一員として受刑者の市民生活への復帰を支える立場に立っています。と同時に被害を受けた市民の存在も忘れることなくフェアな感性を持ち活動していくことが求められています。社会は多様化し難しい時代です。だからこそ保護司活動は「面白い」のかも知れません。

☆福島刑務所（男子）定員一六五五名、窃盗や詐欺、薬物犯が多く懲役一〇年以下の受刑者を処遇する役割の刑務所。現在は五〇〇名台の収容に落ち着いています。

☆福島刑務所支所（女子刑務所）定員五〇〇名、ほぼ定員に近く収容、刑期による処遇分けはなく、殺人などの重犯罪の受刑者も一割程度収容されている。

# 保護観察官になって思うこと



横浜保護観察所 旭区担当観察官 稲田 佳雅

私は、矯正から保護へ二年間の期限付きで出向してきました。この場をお借りして、保護観察業務の印象や感じたことなどを共有させていきたいと思います。

正直、保護観察は面接をするだけなので簡単だと思っていましたが、その面接がこんなにも奥深く、大変なことだとは思いませんでした。刑務所の面接では、受刑者は大人しく、聞いたなら何でも素直に答えてくれました。刑務官と受刑者なので、やはり上下関係がありましたし、反抗しようものなら遵守事項違反で懲罰（面会、手紙の禁止）となるため、彼らも従順でした。そのような認識で保護観察官になったため、保護観察対象者と会った際はとても驚きました。質問しても答えてくれず、そもそも出頭すらしないことが多々ありました。遵守事項に違反していても、再犯でもない限り懲罰（保護観察取消）とはならないため、説諭して何とか再発防止に努めさせなければなりません。この説諭

については、保護司の皆様方も苦労されている部分だと思っています。

矯正は刑事処分、保護は保護処分ですので、処分の性質は違いますが、両者の目的は犯罪者の改善更生及び円滑な社会復帰と一致しております。しかし、刑務所の指導は「指導に従わなければ懲罰」であり、保護観察の指導は「遵守事項をらせるにはどうしたらいいか」ということであるため、私はアプローチの仕方を変える必要がありました。そのため、この約半年間は苦悩の日々を送りました。初めての面接時、対象者から「取り調べみたいですね」と言われたことを思い出します。これからも、信頼関係の構築や適切な距離感について、もつとまうまうできるような経験を積みしたいと思います。

矯正へ戻った際に、保護で培ったノウハウを還元できるよう、日々精進していきたいと思っていますので、今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

# 活動を振り返ってみて



運動で心を豊かに  
白濱 泰子

皆さんは運動すると聞くと、健康な人というイメージでしょうか。

私も運動指導に携わるまでその様に思っていました。新境地を開くことになったのは、ダウン症へのダンス指導でした。

周りが敬遠する中、叔祖母が旭区にある白根学園の創始者であり、幼少期より障害児と遊ぶ機会が多かったため抵抗なく引き受けました。

そこをきっかけにアルコール・薬物依存施設への運動指導や保護司への道となり、法務大臣賞を受賞した少年鑑別所からの講師依頼へ繋がりました。鑑別所での指導は多くを学び、自身への成長になりました。



私の保護司の  
働きの支え  
原田 憲夫

保護司を拝命した当初、私はその活動について全く知りませんでした。そのような私に、横浜市泉区で一九九〇年に新設された小学校のPTA会長をした時の校長夫人から声をかけられたのが保護司になるきっかけでした。

保護司をする中で、「父親殺人未遂」で刑に服した四〇代の男性を半年間担当した事があります。自分の父親が母親に対し目にあまる虐待を繰り返す事に耐えかねて起こした事件でした。その立場・場面に自分がいたら、

# 旭ふれあい区民まつりと協力雇用主と 地域貢献企業について



旭保護司会 協力組織部会長 澤野 研

第三十四回旭ふれあい区民まつりは令和六年十月二十日（日）午前十時から午後三時まで旭区役所周辺にて五十六グループが出店し、盛大に開催されました。当日は、朝までの雨も上がり、前日までの猛暑と違い、おでかけ日和で大勢の来場者で賑わいました。

旭保護司会および更生保護女性会と合わせて約三十名が参加しました。

協力雇用主で地域貢献企業である横浜パンダイ（株）からも休日にもかかわらず二名が参加して頂き、準備していた配布物を皆で協力しながら配布しました。数百用意したグッズも昼前には配布を終了しました。

一般にはなかなか知れない保護司や更生保護女性会の他、協力雇用主の活動も紹介する良い機会になりました。

「協力雇用主」は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の

事業主の方々です。現在、全国で約二万五千の協力雇用主が協力しています。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、旭保護司会は保護観察所と連携して協力雇用主も募集しています。

今回の我々の活動に対し、ご準備ご支援ご参加いただいた方々に感謝します。

